平成31年度新入学児童就学時健康診断を実施します 平成31年春の小学校入学に備え、

お知らせを発送する予定です。 断を行います。保護者には9月中に 新一年生になる児童を対象に健康診

診断ですので、お知らせに記載されて学校生活を送るために必要な健康児童の健康状態を把握し、安心し ■対象者…平成24年4月2日から25 た日時に必ず受診してください。

鼻科検診、歯科検診、視力検査、聴■検査項目…内科検診、眼科検診、耳 4月1日生まれの人

日程 ▽10月23日(火) 検査、言語検査、知能検査

時

 ∇ ※その他の検査の詳細について 眼科検診、耳鼻科検診 11月21日(水) 内科検診、歯科検診、言語検査 午後1時~

> せをお待ちください は、9月中に発送されるお知ら

■その他

は代理の人の付き添いが必要と▽検査項目によって、保護者またない場合はご連絡ください。 ▽9月を過ぎてもお知らせが届 なります。

日程

を開催します

12月11日(火)▽平成31年1 ▽10月2日(火)▽11月6日(火)▽

絡ください。 を希望される場合は事前にご連

健康診断に当たって

特別に配慮

月8日

(火)▽2月5日(火)▽3月12日(火)

時間

午後1時3分~午後3時

■問い合わせ先

教育委員会

7

5

内容 ・保健センタ

体力測定、運動機能向 上の

■対象者

護予防の知識と実践方法を学ぶ教室将来の寝たきりを予防するため、介

践することで、転倒や骨折を予防し、

町では、家庭でもできる運動を実

一般介護予防事業「コツ骨貯筋教室」がスタ

筋力バランスアップ運動など おおむね65歳以上の

■持ち物 飲み物 上履き、タオル、水分補給の ため \mathcal{O}

■申し込み・問い合わせ先

保健センター **☎** 46 − 5 5 7

固定資産税に係る調査にご協力ください

どについて、町が委託した業者が調内の土地や私道を含む道路の状況な 願いします。 査しますので、ご理解とご協力をお 固定資産税の賦課計算に関する町

なお、調査業者は、町の腕章と身分

証明書を携行していますので、提示

■調査期間を求め確認することができます。

12 月

■問い合わせ先

住宅・土地統計調査へ のお願い

地統計調査」を実施します。 で都道府県・市町村を通じ「住宅・土 総務省統計局では、10月1 日現在

基本的で重要な調査で、全国約37この調査は、住生活に関する最も 画」の成果指標の設定、耐震や防災を方公共団体における「住生活基本計 模な調査です。調査の結果は、国や地 0万世帯の人たちを対象とした大規

> 対策条例の制定などに幅広く利用さ中心とした都市計画の策定、空き家 れています

ンターネットでの回答または紙の類を配布します。調査への回答は、 査票での回答をお願い 調査期間中、統計調査員が調査 調 書

■問い合わせ先

不妊治療費の助成を行って い ます

提供や代理母、代理懐胎は対象とします。ただし第三者からの精子・卵子 子どもに恵まれない夫婦に対し、不ます。子どもを希望しているものの 妊治療にかかる費用の一部を負担し 定不妊治療費助成事業を実施してい 町では、一般不妊治療費および特

■問い合わせ先などはお問い合わせください。

保健センター

8 46

-5 5

詳しい助成対象、金額、手続き方法

の助成を受けている人に限ります。妊に悩む方への特定治療支援事業」 特定不妊治療費助成は「岩手県不

伐採には届け出が必要です

森林状況について、市町村長に報告で定められています。また平成29年で定められています。また平成29年するために、伐採届出の提出が法律するために、伐採届出の提出が法律が、地域社会にとって重要な資源でど、地域社会にとって重要な資源で 温爰ヒ坊止などの役割を果たすなるばかりでなく、水源の養成や地球森林は所有している人の財産であ することが義務付けられました。

■森林を自分で伐採するとき

3日前まで)に森林の所在する市町森林所有者が、伐採する前(90日~

村長に伐採届出書を提出

で、 森林所有者と伐採業者との連名

したときは

■業者に伐採を依頼(販売)するとき

に森林の所在する市町村長に伐採届 · 伐採する前(90日~30日前まで)

■造林が完了

報告書を提出 森林の所在する市町村長に森林状況で、造林した後(完了後30日以内)に森林所有者と造林業者との連名

■問い合わせ先

野外焼却は禁止されています

する条例において、次の例外規定を除生活を確保するための環境の保全に関 掃に関する法律や県民の健康で快適な き禁止されています。 野外焼却は、廃棄物の処理および清

《例外で認められている焼却》

①法令に基づく焼却(伝染病家畜、松 くい虫被害伐採木などの焼却)

②風俗慣習上の行事のための焼却 (火祭り、どんと焼きなど)

却(草、木の葉、枝、もみがら、わ) の農林漁業のためのやむを得ない お(草、木の苺 わら

④学校教育などのための焼却(キャ など)

微な焼却(落ち葉、一時的に出され ⑤落ち葉の焼却その他の一過性の軽

※①~⑤であっても廃プラスチ る少量のせ んてい 空き地の刈 'n

められておりません。 類、ゴムくず、廃油、皮革の しかし、野外焼却禁止の例外規定 焼却 は認

う場合には、周辺住民へ迷惑が掛か得ず例外規定とされる野外焼却を行 があります。その場合には野外焼却る煙や臭いで苦情が寄せられる場合 を行うこととなりますので、やむを 行為者へ配慮をお願いしたり、指導 とされる行為であっても、焼却によ ようご配慮をお願い

町民福祉課

公共交通を利用しましょう

■公共交通の現状

大切な「足」として欠くことのできな年寄りの通院や買い物など、地域のた公共交通は、通勤や通学のほか、お い交通手段です 路線バスや鉄道、タクシ

運行されています。町内には現在、鉄道、路線バス・巡

交通手段がなくなってしまう恐れがどが行われ、お年寄りや学生などのしており、赤字路線の廃止や減便な 普及や人口減少などの影響により利 地方路線バスの利用者は著しく減少 用者が減少傾向にあります。特にも 全国的に公共交通は、自家用車の

■公共交通利用のメリット

ざまなメリットが期待できます。 ▽環境にやさしい 公共交通を利用することで、さま

制につながります。 とができ、二酸化炭素排出の抑 度にたくさんの人を運ぶこ

▽健康の増進に

進につながります。 く機会が自然と増え、健康 機会が自然と増え、健康の増公共交通を利用することで歩

通渋滞の緩和などのメリットも挙げ車)している時間帯の有効活用や交 このほかにも、公共交通を利用(乗

■公共交通を利用してみませんか

るなど、公共交通を必要する時が来も、高齢になり運転免許証を返納す るかもしれませ また現在自家用 ど日常生活に欠かせないものです。 て、公共交通は通院や通学、買い物 自動車を運転しない人たちにと 車を運転している人 な

通の維持確保につながります。 交通が利用できるよう、公共交通に ついて考え、利用することで公共交 そのような時に、安心・便利に公共

してみませんか たまには公共交通を利用して外出

■問い合わせ先

3



ため 広報ひらいずみ No. 735 8